

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和5年1月13日

鹿児島県知事 塩田 康一

1. 業務概要

- 1) 業務名：「令和4年度砂防メンテナンス業務委託（長寿命化計画策定）」
- 2) 業務内容：平成31年3月に策定した鹿児島県砂防関係施設長寿命化計画を砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）（令和4年3月水管理・国土保全局砂防部保全課）に基づく計画に改定するためにライフサイクルコストの縮減等を考慮した年次計画（中期、短期）や新技術等の活用などの短期的な数値目標及びコストの縮減効果を算出するのに、必要な資料の収集整理、砂防関係施設の劣化予測、維持、修繕、改築、更新等に要する費用の設定を行うことを目的とする。
- 3) 履行期限：令和5年3月24日（金）
本業務委託は、現在繰越の申請中であるため、完了工期について、繰越承認を受け次第、契約変更する予定である。
なお、繰越承認後の完了工期は令和6年3月15日（金）を予定している
- 4) 本業務は、競争性確保のための公募型プロポーザルで行う業務である。
- 5) 本業務は、参加表明書等の提出は持参、郵送又は電子メールで行う。（着信確認を行うこと）

2. 参加資格

技術提案書の提出は、1)に掲げる資格を満たす単体企業であること。

1) 単体企業

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4年度鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者登録を有している者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。

③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果に基づき、鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格の認定を受け、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

1) 同種又は類似業務の実績

同種業務：砂防関係施設の長寿命化計画の策定

類似業務：公共土木施設の長寿命化計画の策定

4. 技術提案書を特定するための評価基準

1) 技術職員の経験及び能力

配置予定技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容、手持ち業務の状況等

2) 評価テーマに対する技術提案

評価テーマに対する適格性・実現性及び独創性、ヒアリングを通じた専門技術力の評価等

5. 手続等

1) 担当部局

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県 土木部 砂防課

電話 099-286-3618（直通）

E-mail esc@pref.kagoshima.lg.jp

2) 要請書（説明書）の交付期間、場所及び方法

鹿児島県ホームページよりダウンロードする。

交付期間は令和5年1月13日（金）8時30分から令和5年2月15日（水）17時までとする。

- 3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法
- ①提出期間：令和5年1月26日（木）17時まで
- ②提出場所：上記5. 1) と同じ
- ③提出方法：持参、郵送又は電子メール（着信確認をすること）による。
なお、電子メールの容量は5MB以内とすること。
- 4) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法
- ①提出期間：令和5年2月15日（水）17時まで
- ②提出場所：上記5. 1) と同じ
- ③提出方法：持参、郵送は電子メール（着信確認をすること）による。
なお、電子メールの容量は5MB以内とすること。

6. その他

- 1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 契約保証金：契約金額の1／10以上の額
- 3) 契約書作成の要否：要
- 4) 関連情報を入手するための照会窓口：5. 1) と同じ。
- 5) 2. 1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も5. 3) により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定及び支店等営業所の登録を受けていなければならない。
- 6) 詳細は要請書による。